

介護保険施設における食費・居住費の負担軽減制度の対象となる方の要件、負担限度額【令和3年8月から】

段階	対象者	負担限度額（日額）		
		部屋代		食費
第1段階	・生活保護を受給されている方 ・市民税非課税世帯 ^{※1} で老齢福祉年金（大正5年4月1日以前に生まれた方で、国民年金制度が発足時に保険料を納めることが困難だった方等に支給されている年金）を受給されている方	多床室	0円	施設入所 300円
		従来型個室	（特養等） 320円	
			（老健・療養等） 490円	短期入所 300円
		ユニット型個室の多床室	490円	
ユニット型個室	820円			
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が650万円以下（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円以下）で、「合計所得金額 ^{※2} と公的年金等収入額と非課税年金収入額」の合計額が年間80万円以下の方	多床室	370円	施設入所 390円
		従来型個室	（特養等） 420円	
			（老健・療養等） 490円	短期入所 600円
		ユニット型個室の多床室	490円	
ユニット型個室	820円			
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が550万円以下（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円以下）で、「合計所得金額 ^{※2} と公的年金等収入額と非課税年金収入額」の合計額が年間80万円超120万円以下の方	多床室	370円	施設入所 650円
		従来型個室	（特養等） 820円	
			（老健・療養等） 1,310円	短期入所 1,000円
		ユニット型個室の多床室	1,310円	
ユニット型個室	1,310円			
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が500万円以下（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円以下）で、「合計所得金額 ^{※2} と公的年金等収入額と非課税年金収入額」の合計額が年間120万円超の方	多床室	370円	施設入所 1,360円
		従来型個室	（特養等） 820円	
			（老健・療養等） 1,310円	短期入所 1,300円
		ユニット型個室の多床室	1,310円	
ユニット型個室	1,310円			
第4段階	上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額は設けられていません。 ・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。		

※1 世帯

・・・本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合は、その配偶者を含めます。）

※2 合計所得金額

・・・本人が「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

食費・居住費の負担限度額認定においては、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※ 費用基準額（国が定める食費、部屋代の標準的な金額）【令和3年8月から】（日額）

部屋代				食費	
多床室	（特養等） 855円	（老健・療養等） 377円	ユニット型個室の多床室	1,668円	施設入所・短期入所 1,445円
従来型個室	（特養等） 1,171円	（老健・療養等） 1,668円	ユニット型個室	2,006円	